平成２７年（フ）第３７２号
和歌山市北島55番地２　水原マンション201号
債務者　竹下　生美
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３号
和歌山市元寺町西ノ丁25番地４　メゾン元寺マンション401号
債務者　豊田　信子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９号
和歌山市湊1763番地１　大成住宅16号
債務者　松尾　みき
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３６号
徳島県阿南市長生町西方591番地　市営住宅西方団地431号
債務者　坂井小百合（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第１２号
沖縄県那覇市繁多川３丁目８番28号　メゾンＩＴＯＫＡＺＵ２－Ｃ
債務者　吉田ゆかり
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２３号
沖縄県那覇市字大道152番地１　新地マンション206
債務者　近藤　竜司
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７８６号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目704番地
債務者　**廣**田　峰子
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘１番地の141県営住宅１－311号
債務者　藤原ひろみ
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７５号
神戸市中央区野崎通２丁目１番９号、従前の住所神戸市中央区宮本通５丁目１番５号
債務者　鳥山比呂史
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６号
神戸市中央区野崎通２丁目１番９号、従前の住所神戸市中央区宮本通５丁目１番５号
債務者　鳥山　美聡
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５２５号
神奈川県平塚市夕陽ケ丘１番４－502号　やまいちハイツ
債務者　香島　清方
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１２８号
鹿児島県志布志市松山町新橋47番地２
債務者　中野　益己
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第２２５号
神奈川県横須賀市湘南鷹取３丁目２番15号
債務者　鈴木　文子
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１号
神奈川県三浦郡葉山町長柄1413番地の138
債務者　進藤みどり
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２号
神奈川県逗子市桜山１丁目５番34号　オークバレー101号室
債務者　池内　良弘
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第５３号
神奈川県厚木市恩名１丁目７番22号　秦野ハイツ105
債務者　高橋　房江
1　決定年月日時　平成28年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７号
北九州市小倉北区神岳２丁目３番１－404号
債務者　松木ちづ子
1　決定年月日時　平成28年２月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部